

電気・ガス料金支援に係る供給条件 (市場連動型プランの場合)

2024年 8 月 1 日実施

カワサキグリーンエナジー株式会社

1 適用範囲

この電気・ガス料金支援に係る供給条件（以下、「本供給条件」）は、電力売買約款（市場連動型プラン）（2024年4月1日実施）にもとづき、高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2024年9月検針分の料金に係る当該一般送配電事業者の定める託送約款等における計量期間または検針期間（以下、「計量期間等」）の始期から2024年11月検針分の料金に係る計量期間等の終期までといたします。

3 電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件の変更

- （1）電力売買約款（市場連動型プラン）または電気・ガス料金支援の変更により、本供給条件を変更する必要がある場合、当社は電力売買約款（市場連動型プラン）または変更後の電気・ガス料金支援をふまえ、本供給条件を変更することがあります。この場合、適用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気・ガス料金支援に係る供給条件によります。
- （2）当社は本供給条件を変更する場合、変更後の電気・ガス料金支援に係る供給条件を当社のホームページ上でお知らせします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における電力売買約款（市場連動型プラン）の電気料金は、5（電力量料金割引額）に定める電力量料金割引額を差し引いたものといたします。

5 電力量料金割引額

電力量料金割引額は、その1月の使用電力量に次に定める割引単価を適用して算定いたします。

	2024年9月検針分の始期から 2024年10月検針分の終期までの期 間	2024年11月検針分
1キロワット時につき	2.0円	1.3円

6 その他

その他の事項については、電力売買約款（市場連動型プラン）に定めるところによるものといたします。